(趣旨)

- 第1条 この要領は、<u>国民健康保険及び介護保険業務に関して、</u>居所不明被保 険者に係る資格喪失の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 住所の異動の事実を市長に届けることなく市外へ転出し、国民健康保険<u>又は介護保険</u>の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者(以下「居所不明被保険者」という。)が生じ、国民健康保険<u>又は介護保険</u>業務、特に、保険料の円滑な運営が阻害されていることから居所不明被保険者に係る資格喪失確認後の事務処理の適正化を図り、もって被保険者の資格確認事務について万全を期すことを目的とする。

(調査対象者)

- 第3条 調査対象の被保険者(以下「調査対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 国民健康保険料(又は介護保険料)納入通知書、催告書等の返納者
  - (2) 訪問時の常時不在者
  - (3) 国民健康保険又は介護保険の被保険者証の未更新者
- 2 調査対象者には、「居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿」、「居所不明被保険者調査台帳」を作成し、調査結果等を明確に記載する。

(被保険者台帳等の調査)

- 第4条 調査対象者に対して、次の事項について被保険者証台帳等の調査を行う。
  - (1) <u>国民健康保険又は介護保険の</u>被保険者証の更新状況の調査 更新記録による居住していた時期等の把握
  - (2) 保険料の納付状況の調査 滞納整理表の納付状況等による居住していた時期等の把握
  - (3) 国民健康保険の受診状況の把握
    - ア レセプトによる受診状況
    - イ 現金給付の有無及び内容等

- (4) 介護保険の給付サービス状況の把握
  - ア 給付管理票による受給状況
  - イ 現金給付の有無及び内容等
- 2 療養取扱機関に被保険者の住所又は連絡先等の情報を照会し、住所が判明 した者には適切な届出の指導を行う。

(住民基本台帳等の調査)

- 第5条 調査対象者に対して、次の事項について住民基本台帳の調査を行う。
  - (1) 住民基本台帳及び戸籍の附票等による確認 同居者の氏名、異動状況等の居住状況
  - (2) 住民税基本台帳による確認 納付状況及び居住していた時期
  - (3) 国民年金被保険者台帳等による確認 国民年金の納付状況及び居住していた時期
  - (4) 水道の使用状況
    - ア 使用料の納付状況
    - イ 居住していた時期

(現地調査)

- 第6条 調査対象者に対して、次の事項について現地調査を行う。
  - (1) 住所地の調査
    - ア 被保険者の居住状況 (家屋、家財、生活気配等) の調査
      - (ア) 表札の確認、郵便受けの氏名
      - (イ) 電気又は水道等の使用状況の調査
      - (ウ) その他、家屋、植木等の使用(手入れ)状況
    - イ 同居人からの情報収集
    - ウ 家主、管理人からの情報収集
    - エ 近隣者からの情報収集
  - (2) 事業所での情報収集(勤務していた場合)

(情報の確認)

- 第7条 現地調査により把握した情報について関係部署等へ照会する。
- 2 現地調査により住所が判明したものは、住所変更及び資格喪失届等の指導

を行う。

3 現地調査等により国民健康保険加入期間中に被用者保険に加入したことが あると判明したときには、その資格取得時期等を確認し、届出の指導又は職 権による資格の喪失確認処理の資料とする。

(不現住被保険者としての認定)

- 第8条 前4条の調査の結果、次の事項に該当するものについては、不現住被 保険者として認定する。
  - (1) 現地調査、その他の資料から転居している事実(転居している事実とは、引越しの証言等により総合的に判断して、居所の異動についての形跡がある状況をいう。)が確認できる者
  - (2) 前号のほか、国民健康<u>又は介護保険</u>の被保険者証の未交付の者については、転居についての資料及び証言はないが、客観的にみて居住していない事実(客観的にみて居住していない事実とは、郵便物の返戻状況、水道の使用状況、隣人の証言及び再調査、又は文書確認により総合的に判断して、居所の実態がないと認められる状況をいう。)が判断できる者
- 2 国民健康保険<u>又は介護保険</u>の被保険者の不現住者と確定する日は、次のいずれかの日とする。
  - (1) 転出の事実が確認できる者
    - ア 引越の証言等により、転出日が確認できた場合は、その日。
    - イ その日が確認できない場合は、電気、水道等の使用状況等により推定 される日。
  - (2) 居住していない事実のみの者
    - ア 居住していない事実が確認できる資料等から客観的にみて居住して いない事実が判断できる日の場合は、その日。
  - イ その日が特定できない場合は、実態調査及び一定期間を経た再調査、 又は文書確認等により不在を確認した日のうち、妥当と認められる日。 (住基抹消依頼)
- 第9条 不現住被保険者としての認定した者については、住民基本台帳主管課 に関係資料を回付し、職権による住民票への記載等を依頼する。

(資格喪失処理)

- 第 10 条 住民基本台帳主管課が不現住被保険者に係る住民票を削除し、このことを確認したときは、次の資格喪失処理を行う。
  - (1) 国民健康保険又は介護保険被保険者台帳への記載
    - ア 資格喪失年月日
    - イ 資格喪失理由
  - (2) 資格喪失年月日以降に係る保険料の調定取消の処理
- 2 資格喪失処理を行った者に係る居所不明被保険者管理簿、調査台帳等の関係資料は5年間整理保管する。

(県への報告)

第 11 条 第 9 条の規定により住民基本台帳主管課に住民票の職権削除を依頼 したにもかかわらず、住民票が削除されない場合において、そのことについ て合理的な理由が認められない場合は、関係資料(別紙)を添付して遅滞な く県へ報告するものとする。

附則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

## 別紙 関係資料 (第11条関係)

- 1 居処不明被保険者調査台帳の写し
- 2 居処不明被保険者調査結果表の写し
- 3 調査経過表の写し
- 4 消除されない住民票の写し
- 5 資格喪失処理されない国民健康保険 (又は介護保険) 被保険者台帳の写し
- 6 住民基本台帳主管課が住民票の消除を行わない理由